



水道料金の改定について
答 申 書

令和6年5月31日

寄居町水道委員会

令和 6 年 5 月 3 1 日

寄居町水道事業

寄居町長 峯岸 克明 様

寄居町水道委員会

会長 坂本 建治

水道料金の改定について（答申）

令和 5 年 1 0 月 1 2 日付け寄上発第 1 2 8 2 号で諮問のあった標記の件につきまして慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

はじめに

水道は、町民の生活や地域経済活動に欠かせない重要なライフラインであり、将来にわたって安全で安心な水を安定して供給していくことが水道事業者には求められる。

そうした中、寄居町では、水道水の安定供給を確保していくために水道施設の老朽化対策や、地震に備えた耐震化対策などが課題となっており、そのため、今後ますます建設改良費が増大することが見込まれ、投資を平準化しながらそれらの対策に重点的に取り組む必要がある。しかしながら、それらの財源となる料金収入は、給水人口の減少や節水機器の普及等により減少傾向が続くことが見込まれる。

これまで町の水道事業は、平成13年4月に料金改定を行って以来、実質的な引き上げを20年余り行わず、平成23年4月には、基本料金の引き下げを行っており、以降自助努力として経営改革に取り組むことで健全経営を堅持してきた。一方で、料金収入の減少や減価償却費の増加など、厳しさを増す経営状況を踏まえると、長期的な財政収支の均衡を図るため、必要な方策を講じなければならない時期を迎えている。

このような状況下で、令和5年10月12日、町長から本委員会に対し、水道料金の改定について諮問を受けたところである。

今後も独立採算制を原則とする水道事業を持続させていくためには、経費縮減の継続とともに、給水収益の確保に向けた料金の見直しを行う必要がある。

なお、見直しに当たっては、企業など大口使用者の使用量の増減が給水収益に大きく影響することから、水道事業の安定経営と負担の公平性を確保した料金体系を再構築するため、過去に引き下げた基本料金を見直すとともに、従量（水量）料金の改定を行う必要がある。また、主に生活用水として使用する少量の使用区分の料金については、一般家庭などの小口需要者が過度な負担増とならないよう配慮する必要がある。

以上のことを踏まえ、本委員会は、安全で安心な水道水の安定供給を継続すべく町水道事業の安定経営に向け、今後の料金のあり方について、慎重に5回の審議を重ねた結果、次の結論を得て、ここに答申するものである。

1. 審議結果

- (1) 適正な料金水準として、令和7年度中に料金収入全体で約22%の改定を実施する。
- (2) 料金体系は、「二部料金制・口径別料金制・従量料金逡増型」とし、現行の料金体系を継続する。
- (3) 口径13mmの料金表で採用していた基本水量制は、廃止する。
- (4) 全口径の基本料金について、現行の料金から約10%引き上げを実施し、平成23年4月に実施した改定前の水準に戻す。
- (5) 従量（水量）料金について、一般家庭の負担軽減及び大口使用者への依存低減を勘案した料金設定とする。

以上の結果を踏まえ、反映させた料金表は、別表のとおりとする。

2. 答申理由

(1) 適正な料金水準

適正な料金水準の検討に当たっては、今後の配水量や投資費用、過去の決算状況等を踏まえ、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とし、うち、令和9年度までの5年間を料金算定期間としたうえで、以下の①から③の財政目標を設定し、財政収支の将来推計を行った。

- ① 経常的に発生する費用が、経常的に発生する収益で賄われているかを示す経常収支比率を、令和6年度を除く料金算定期間内で常に100%以上とする。
- ② 水道水を作るために必要な経費等が水道料金収入で賄われているかを示す指標である料金回収率を、料金算定期間最終年度（令和9年度）までに100%以上とする。
- ③ 建設改良費や企業債償還金等の財源として、会計内部に留保された現金等の内部留保資金を、計画最終年度（令和14年度）までに10億円以上確保する。

当該目標を達成するためには、令和7年度に料金収入全体で約22%の改定が必要であるという結果に至った。

(2) 料金体系

料金体系の検討に当たっては、水道料金算定要領（（公社）日本水道協会）を参考にしつつ、現行の内容を変更する必要があるか、また、給水に係る費用を合理的かつ客観的（公平）に料金に反映できるかなどの観点から審議を行った。

審議の結果、料金体系は、以下の①から③を組み合わせた現行の料金体系を継続するものとする。

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| ① 二部料金制 | ・ 定額料金と従量料金を併用した料金制 |
| ② 口径別料金制 | ・ 水道メーターの口径に応じて変動する料金制 |
| ③ 従量料金逦増型 | ・ 使用水量が多くなればなるほど段階的に従量
料金が高くなる料金制 |

このうち、②口径別料金制については、使用目的に応じて料金が変動する用途別料金制とは異なり、一般に水道メーターの口径が大きくなるにつれて使用水量が多くなり、その分料金も高くなる設定である。また、③従量料金逦増型は、使用水量が多くなればなるほど段階的に従量（水量）料金が高くなる設定であり、いずれも給水費用を合理的かつ客観的に水道料金に反映できる料金制であることから、採用することが適当であるとの結果に至った。

なお、②口径別料金制の継続については、全国的に用途別料金制を廃止し口径別料金制へ移行している水道事業体が増加しており、県内でも８４％

（令和５年４月１日現在）の水道事業体が口径別料金制を採用していることも参考にした。

(3) 基本水量制の廃止

基本水量制とは、「公衆衛生の向上、生活環境の改善」という観点から基本料金に一定の水量を付与し、すべての使用者に対して最低限の生活用水を平等に確保するとともに、料金の低減化を図るため水道事業の黎明期に導入された制度であり、現行の料金制では13mm口径に月10m³を付与している。

現在は水道普及率がほぼ100%に達し、基本水量を設定した所期の目的を概ね達成できたと考えられる。さらに、負担の公平性の観点から基本水量以下で使用している者の節水努力が料金に反映されることが望ましいこと、

加えて全国的にも基本水量を付す事業体が減少傾向にあることから、基本水量を廃止することが妥当である。

(4) 基本料金の改定

基本料金は約 10 % の引き上げを行い、平成 23 年 4 月に実施した基本料金の 10 % 引き下げ改定前の水準に戻すこととする。

(5) 従量（水量）料金の改定

従量（水量）料金の改定について、本委員会では、一般家庭の負担軽減と大口使用者への依存低減を課題と捉え、現行の口径 13 mm が 4 段階、口径 20 mm 以上が 3 段階ある水量区分を、13 mm を 7 段階、20 mm 以上を 4 段階に増やすなど、一般家庭と大口使用者に過度な負担をかけないように料金バランスを調整した。

なお、現行の口径 13 mm の基本水量に当たる新料金体系の水量区分については、基本水量制の廃止に伴う急激な料金高騰を緩和させるため、低額設定とする。

3. 附帯意見

(1) 今回の料金改定は、消費税のみの改定を除き、平成 13 年 4 月に基本料金を約 15 % 改定して以来、実質 24 年ぶりであることから、十分な周知期間を設け、使用者に対して理解を得られるよう取り組むこと。

(2) 財政収支については、水道事業者として経費の削減、収益の確保等を継続するとともに、老朽化が進む水道施設の更新・耐震化事業の計画的な実施を行い、更なる経営基盤の強化を図ること。

(3) 今後の料金の見直しについては、経営状況、社会情勢等に応じて、5 年程度を目安に定期的に料金の妥当性を検証し、料金改定の必要性を検討すること。

別表

改定後の水道料金（2 か月につき）（税別）

口径	基本料金	水量料金（1 m ³ あたり）		臨時用 （1 m ³ あたり）
13mm 一般家庭等	2,560円	1 m ³ ～10 m ³ まで	5円	245円
		11 m ³ ～20 m ³ まで	10円	
		21 m ³ ～30 m ³ まで	185円	
		31 m ³ ～50 m ³ まで	195円	
		51 m ³ ～100 m ³ まで	210円	
		101 m ³ ～500 m ³ まで	230円	
		501 m ³ 以上	245円	
20mm	8,200円	1 m ³ ～10 m ³ まで 11 m ³ ～100 m ³ まで 101 m ³ ～500 m ³ まで 501 m ³ 以上		
25mm	14,670円		210円	
30mm	23,220円		220円	
40・50mm	44,400円		230円	
75・100mm	85,380円		245円	
150・200mm	164,210円			

